

おんか

'99.1.25
No.691
お知らせ版



子どもは風の子、

元気な子!

わしは、もう何千年もここにおる。

子どもたちが遊ぶのをずっとこの目で見守ってきた。

元気に駆けまわり、楽しそうに笑

う子どもたち。わしはそんな笑顔

見るのが大好きじゃ。

ほっほっほ、今日も元気な笑い声が

聞こえるわい。

だけど、最近人数が少なくなってきた

ようじゃな。いったい何をしとるん

じゃら。心配じゃの。家の中ではする

こともなからうに。寂しいのう。

やはり外で遊ぶのが一番じゃよ。

さあ、みんな出てきて元気な笑顔

を見せてくれ。

—北風の独り言—

まもなく
始まり
ます

所得税 町県民税 の申告

今年も確定申告の時期が近づいてきました。遠賀町では次の日程で、所得税の確定申告と町県民税（国民健康保険税）の申告相談受付を行います。該当される人はもちろん申告してください。

所得税の申告が 必要な人

- 平成10年中に事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあった人
 - 給与所得者で
 - ① 給与の年収が二十万円を超える人
 - ② 二か所以上から給与を受けている人
 - ③ 給与所得以外の所得が二十万円を超える人
- 確定申告をしなければならない人が、期限までに申告をしなければ間に合いません。後で加算税や延滞税を納めなければならないことになります。



昨年確定申告をして所得税を納めた人や事業所得のある人、また、昨年中に不動産などの譲渡があった人には、税務署から申告書が郵送されます。

役場会場での申告受付の期日は、町県民税の申告受付の期日と異なります。特に譲渡所得の申告受付は、3月2日（火）と3日（水）の二日だけとなっていますのでご注意ください。

※所得税についてのお問い合わせは、若松税務署 ☎（761）2536へどうぞ

町県民税の申告が 必要な人

町県民税の申告が必要と思われる人には、郵便で通知ハガキ（町県民税の申告案内）をお送りします。通知ハガキに書かれている必要書類等を整理して、通知ハガキといっしょにお持ちください。

また、平成10年中に遠賀町に転入された人や通知ハガキが届いていない人でも平成10年中に収入のあった人は、居住されている行政区の申告日に申告してください。

なお所得税の申告をされた人は、町県民税の申告をする必要はありません。

※町県民税についての問い合わせは、役場税務課 ☎（293）1234までどうぞ

配偶者特別控除 について

配偶者特別控除の額は、配偶者の所得額に応じて決定されます。申告には配偶者の所得額がわかるもの（源泉徴収票など）をお持ちください。



「二七税理士」にご用心

いよいよ所得税の申告シーズン到来です。

ところで、この時期になると正規の資格のない人が税理士と偽って、税金の申告書を書いたり、税務相談を受けたりしています。「二七税理士」は法律に違反するだけでなく、あいまいな税務知識のため、申告書の記載内容を誤ったり、税務署からの問いかけや調査に対して、あなたに代わって税務署に答えることができないなど、あなたに迷惑をかけることにもなります。十分ご注意ください。

また、税務職員と偽り、個別に訪問して本を売りつけたり有料の講習会への出席を勧誘したりする「二七税務職員」による被害も発生しています。

では、この「二七モノ」を見極めるには――。

「税理士」も「税務職員」も常に身分証明書を持ってあります。不審なときは、遠慮せず身分証明書を確認してください。



所得税・町県民税の申告日程

- 受付時間 午前9時～11時30分
午後1時～4時
- ところ 役場2階大会議室
- ① 譲渡所得のある人は、必ず3月2日(火)か3日(水)に来てください。
- ② 税務署から所得税の申告書の

期 日	行 政 区	税務署が 来 る 日	期 日	行 政 区	税務署が 来 る 日
2月16日 (火)	中央		3月2日 (火)	別府(氏がア行からナ行 までの人) 譲渡、署通知、収支	○
2月17日 (水)	遠賀川		3月3日 (水)	別府(氏がハ行以降の 人)、芙蓉 譲渡、署通知、収支	○
2月18日 (木)	田園北、旧停		3月4日 (木)	松ノ本(氏がア行からタ 行までの人) 署通知、収支	○
2月19日 (金)	島津、今古賀		3月5日 (金)	松ノ本(氏がナ行以降の 人)、田園南 署通知、収支	○
2月22日 (月)	道管、若葉台		3月8日 (月)	新町	
2月23日 (火)	上別府		3月9日 (火)	東和苑	
2月24日 (水)	若松、老良		3月10日 (水)	広渡	
2月25日 (木)	鬼津		3月11日 (木)	浅木	
2月26日 (金)	虫生津		3月12日 (金)	木守	
3月1日 (月)	尾崎、千代丸		3月15日 (月)	緑ヶ丘、指定の日に来る ことができなかった人	

- ③ 分の行政区の日に来てください。
- 送付があった人で特に日時の指
定されている人や営業(農業
など)で収支申告をされる人は
3月2日(火)から5日(金)
までの期間に来てください。
- 上記の①、②以外の人は、自

譲渡…譲渡申告者
署通知…税務署から申
告書の送付が
あった人
収支…営業(農業)
やその他の事
業での収支申
告者

御存じですか！

コンピューターがお答えする税金電話相談 (タックスアンサー)

- 税金についての疑問に音声か文字 (ファクシミリ) でお答えします。
- 利用時間は6時から24時まで。日曜日や祝日にも御利用できます。



音声による回答を希望のときは、右
の4つの番号のいずれかに電話をし
てください。

文字 (ファクシミリ) による回答を希望のときは、
点線内の2つの番号のいずれかに電話をしてください。

福岡 092-475-2222	佐賀 0952-25-7799
北九州 093-951-7733	長崎 095-827-2299

(御利用の方法など)

コード (例)

- ◎ お尋ねになりたい項目のコード番号を、あらかじめコード表で確認しておいてください。
 - 1 上の電話番号に電話をしてください。
 - 2 その後は案内の声に従って、ゆっくりとダイヤルを回して (プッシュして) ください。
- ◎ すべてのコードを掲載したコード表は、税務署や市区町村等の窓口 to 備え付けてあります。
- ◎ NTTの電話帳 (タウンページ) にも、利用度の高いコードが掲載されています。

- 1900 サラリーマンで確定申告が必要な人
- 1210 マイホームの取得と所得税の特例
- 1122 医療費控除の対象となる医療費
- 1800 パート収入はいくらまで税金がかからないか
- 1190 所得がいくらまでなら配偶者控除が受けられるか
- 1239 住宅取得等特別控除を受けるための手続
- 1180 扶養控除

興券 交付事業のお知らせ

国の緊急経済対策の一環として、遠賀町では地域振興券交付事業に取り組みます。この事業は、若い親の層の子育てを支援し、あるいは、所得が低い高齢者層の経済的負担を軽減し、個人消費の喚起・地域経済の活性化を図るために実施するものです。現在、町では、同事業の開始に向けて準備を進めているところです。地域振興券の交付は3月の中旬を予定しています。

今回は、交付対象者など事業の概要についてお知らせします。

地域振興券の交付対象者

地域振興券は、平成11年1月1日（以下「基準日」）において次の要件に該当する人に交付します。なお、(2)(4)および(5)については、平成10年に給付された福祉給付金と同じ条件となっています。

- (1) 15歳以下の児童が属する世帯の世帯主。
- (2) 基準日における同月分の次の年金・手当の受給者等
 - ① 老齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金等（年金コードの上三ケタが55、25、65、02）
 - ③ 遺族基礎年金、母子年金等（年金コードの上三ケタが65、25、25、072、082、102）
 - ④ 児童扶養手当
 - ⑤ 障害児福祉手当、特別障害者手当等
 - ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当・特別手当・健康管理手当

※②③の受給者で年金コードの上三ケタが②では「55」「02」、③では「65」「072」「082」「102」の人は、平成10年度分の町民税が非課税の人に限りません。（ただし、控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は、扶養している人も町民税が非課税であること。）

- (3) 基準日における生活保護者、社会福祉施設への措置入所者等
- (4) 平成10年度分の町民税（所得割）が賦課されていない65歳以上で身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている人。（但し、控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は、扶養している人も町民税（所得割）が賦課されていないこと。）
- (5) 平成10年度分の町民税が非課税である65歳以上の人。（但し、控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は、扶養している人も町民税が非課税であること。）

地域振興券が使えるお店(特定事業者)を募集します

受付期間は2月15日から26日まで。商工会または役場産業課でどうぞ

地域振興券を持参した人に商品の販売および貸付け、もしくは役務の提供を行うのは、遠賀町で登録された特定事業者（店）に限られます。

遠賀町に店舗等を有し日常的な小売業、飲食店のほか洗濯、理容業、医療業等の各種サービス業、建設・運輸・通信業等を営んでいる事業者が特定事業者に登録できます。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項5号から8号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、マージャン店等）及び第4項に規定する「風俗関連営業」（ラブホテル等）を営む事業者は登録できません。

特定事業者の登録受付は平成11年2月15日（月）から2月26日（金）まで遠賀町商工会または遠賀町役場産業課窓口で行います。

登録された事業者には3月上旬ごろ特定事業者登録

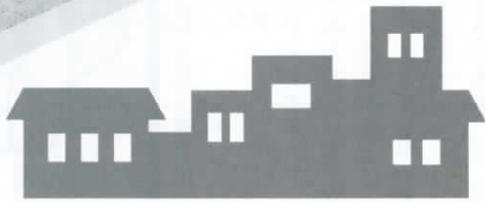
証、シール、地域振興券見本、地域振興券取次依頼書（3部複写）を送付します。

地域振興券の換金手続

受け取った地域振興券と記入した地域振興券取次依頼書（3部複写）を指定金融機関（遠賀信用金庫遠賀川支店、浅木出張所、役場内派出所）に持参し、窓口へ提出してください。その時、必ず特定事業者登録証を提示してください。指定金融機関から役場へ関係書類が届いた日から、2週間程度で地域振興券特定事業者登録申請時に指定した口座に現金を振り込みます。換金の期限は平成11年11月30日です。



地域振



**対象者には2万円分の
地域振興券を交付します**

(1)に該当する交付対象者については15歳以下の児童1人につき2万円分、(2)から(5)までに該当する交付対象者については2万円分の地域振興券を交付します。
対象者または対象者と思われる人には、3月上旬ごろ、地域振興券引換申請通知または地域振興券交付申請書を送付します。これらの書類をお持ちになり、交付の申請をしてください。受付終了と同時に交付します。

**地域振興券は町内の
特定事業者(店)で
お使いください**

地域振興券は、町に登録された町内の特定事業者(店)でしか使うことができませぬ。皆さんの利便性を考慮し幅広い業種で地域振興券が使えるよう、特定事業者を募集していきます。特定事業者が決まりましたらその一覧表を作成し地域振興券交付時にお渡しします。また、特定事業者の入口に地域振興券が使えることがわかるシール等を貼りますので確認のうえ使用してください。
地域振興券を利用できる期間は交付を始めた日から6か月間です。期限を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。

**転出される対象者は
非課税証明書等を
お忘れなく**

基準日に交付対象者の要件を満たしている人で、遠賀町での地域振興券交付開始日までに他の市町村に転出される人は、転出先の市町村で地域振興券の交付を受けることとなります。対象者の要件の中には、町民税が非課税あるいは、町民税(所得割)が賦課されていない等の条件が付される人もいます(先の「対象者と基準額」を参照)。この人たちは、転出先の市町村で地域振興券の交付を受ける際、平成10年度分の町民税非課税証明書(課税証明書)が必要となりますので、証明書の交付を受けてから転出しましょう。ただし、

**地域振興券のお尋ねは
企画課へ**

以上が地域振興券交付事業の概要です。現在、町では地域振興券交付事業実施要綱の策定等、交付開始に向けて準備を進めているところですので、交付開始日や交付場所など詳しい内容は、決まりしだい広報紙等でお知らせします。
事業について、不明な点がありましたら役場企画課☎(293)1234へお尋ねください。

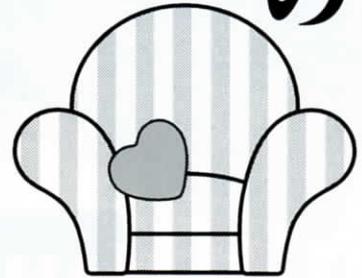
税の証明書は本人に限り交付しています。代理の人が申請する場合は、委任状が必要です。

地域振興券ってなに？

- 地域振興券の額面は1,000円で、20枚の綴りになっています。一枚ずつ切り離して使えます。
- 地域振興券は交換・譲渡、売買ができません。
- 地域振興券は交付された本人、その代理人および使用者のみ使用可能です。
- 地域振興券での買い物等ではお釣りは支払われませぬ。
- 地域振興券は次の場合、使用できません。
 - ①国及び地方公共団体への支払い(会館使用料、水道料、公営ギャンブル、宝くじ等)
 - ②出資、有価証券の購入、債務の支払い等消費にあたらぬもの。
 - ③商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手など換金性がありまた、広域的に流通するものの購入。



くらしの Living Information 情報



役場 293-1234

日赤家庭看護法講習会 受講者を募集します

家庭のなかでの病人の看護や疾病の予防など、健康な家庭生活の維持と向上を目的として講習会を実施します。

●募集期間

1月26日(火)～2月11日(木)

●講習期間

2月19日(金)・2月26日(金)・3月5日(金)・3月12日(金)の午前10時から午後4時まで

●募集定員

25人(先着順)

●その他

持参するものや服装の詳細については、受講者へ直接連絡致します(昼食は受講者で準備してください)

●申し込み

遠賀町社会福祉協議会事務局

☎(293) 0430 担当 三根

ひとのうごき

世帯数

6,351

(-7)

●男… 9,422
●転入…58
●出生…10

人口

19,779

(-16)

●女…10,357
●転出…71
●死亡…13

平成10年12月末日現在()は前月比

妊婦相談があります

●とき 2月1日(月)

午後1時30分～3時30分

受付 午後1時20分～1時30分

●ところ 遠賀町役場

●内容 母子健康手帳の交付、産前・産後の知識、妊婦体操と産の補助動作

●持ってくるもの 印鑑

●料金 無料 (当日母子健康手帳を受け取る人)

●問い合わせ 福祉課保健衛生係

わんぱく教室が あります

(テーマ)おひな様とおともだち!

●とき 2月9日(火)

午前10時～11時30分

受付 午前9時30分～10時

●対象 生後4か月児～就学前の乳幼児

●ところ 遠賀コミュニティセンター

●内容 保母との遊び、育児交流、予約制での言語訓練士による言葉の相談、育児アドバイス「こどものこころ」

●持ってくるもの 水筒、おしぼり、軍手2組、クレヨン、毛糸ノリ、折り紙、ベトボト2本

●料金 無料

●その他 動きやすい服装で参加してください

●問い合わせ 福祉課保健衛生係

住民福祉講座を 開催します

遠賀町社会福祉協議会では住民福祉講座を開催します。皆さんのご参加をお願いします。

●とき 2月14日(日)

午前10時～正午

●ところ 遠賀町中央公民館

●講演 「21世紀の福祉の街づくりをめざして」(仮題)
久塚純一さん(早稲田大学)

●対象者 福祉に関心のある人などなたでも参加できます

●問い合わせ 遠賀町社会福祉協議会 ☎(293) 0430

芦屋基地モニター 募集中

基地周辺の皆さんから自衛隊、芦屋基地に対する意見や提言などをお聴きするために、基地モニターを募集します。

●対象 20歳以上の人(各議会の議員、常勤の公務員を除く)で、防衛問題や自衛隊に関心があり、建設的な意見を述べられる人

●任期 平成11年4月から1年間

●申し込み 2月19日(金)までに官製はがきに住所、氏名、年齢(生年月日)、職業、電話番号、動機などを書いて航空自衛隊芦屋基地渉外室へ

●申し込み 2月19日(金)までに官製はがきに住所、氏名、年齢(生年月日)、職業、電話番号、動機などを書いて航空自衛隊芦屋基地渉外室へ

※当日消印有効
遠賀郡芦屋町1455
航空自衛隊芦屋基地渉外室
☎(223) 0537

特設人権相談所を 開催します

いじめ・体罰・不登校・近親者による虐待など、人権問題は大きな社会問題となっています。人権

●とき 2月8日(月)

午後1時30分～4時

●ところ ふれあいの里センター

●相談内容 いじめ、不登校などの人権問題、家庭・相続・登記・戸籍・金銭問題など

●問い合わせ 福祉課地域改善係

特別 講演会が あります



中間市、遠賀郡4町の商工会では、テレビやラジオで活躍中のタレント上沼恵美子さんを招いて特別講演会を開催します。

●とき 2月7日(日) 午後1時～

●ところ 遠賀町中央公民館大ホール

●演題 「いつもイキイキ輝いていよう」

●申し込み 2月1日から入場整理券を商工会で配付します

※先着100名です

●問い合わせ 遠賀町商工会

☎(293) 0165

スポット

スペースワールド
県内の障害者をご招待

スペースワールドでは県内の障害者を無料でご招待する障害者福祉招待事業を実施します。

●実施期間

2月1日(月)～4月6日(火)

●対象

福岡県在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている人とその介護者(同伴者) 1名

●内容

スペシャルイベントチケットを進呈

●発券

スペースワールド団体窓口にて、各障害者手帳を確認のうえ進呈

●問い合わせ

スペースワールド 営業総括課

福祉のまちづくり
シンボルマーク募集

福岡県では福祉のまちづくりへの関心や気運を高めるために、誰もが住みよいまちづくりを象徴し広く県民に親しまれるシンボルマークを募集します。

●応募規定 所定の応募用紙またはシンボルマーク(180mm×180mm)が収まる用紙を使用。彩色自由。自作未発表のものに限る

●応募方法 住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業または学校名、電話番号、シンボルマークの説明を明記のこと

●賞 最優秀賞(1名) 賞金十万円など

☎(672) 3445

抽選係はドキドキするよ
年賀状お楽しみ
プレゼント

お年玉プレゼント

抽選箱

12月22日、遠賀川保育園の園児たちが抽選会を行いました。これは遠賀川郵便局が年賀状を早期に出した人を対象に抽選でプレゼントをするというイベントで、一つの郵便局で行うのは九州で初めてだそうです。かわいい抽選係たちが一枚ずつ抽選していきます。賞品はだれに当たったのでしょうか。園児のみなさん、今日はお疲れさまでした。

●締め切り 2月19日
(当日消印有効)

●申し込み

〒八二〇〇〇〇一

福岡市中央区天神1-1-1

福岡県建築住宅センター企画課

●問い合わせ

福岡県保健福祉部企画課

☎092(651) 1111

相続登記はお済みですか
相続に関する無料法律相談があります

●とき 2月1日(月)～26日(金)

※土日祭日を除きます

●ところ 福岡県司法書士会または各司法書士個人事務所

●問い合わせ 福岡県司法書士会 ☎092(714) 3721

健康マラソン大会の
参加者を募集します

●とき 2月21日(日)

●ところ

遠賀総合運動公園周辺道路

●参加資格 町内に住む小・中学生または在勤在学者

●競技種目

小学1年生～3年生

小学4年生～6年生

中学生男子、一般男子

中学生女子、一般女子

●表彰

◇各学年男女別に3位まで表彰

1 km

2 km

3 km

2 km

3 km

◇一般の部は男子40歳未満女子35歳未満で3位まで表彰し、それ以上は5歳さざみで3位まで表彰

●申し込み 2月9日(火)までに遠賀町体育協会事務局へ

☎(293) 5434

原子爆弾被害者二世の
無料健康診断があります

●とき 2月5日(金)～19日(金)

※土日祭日を除きます

午前8時30分～11時30分

午後1時～4時

●ところ 西日本産業衛生会北九州健診診療所(小倉北区)

●対象者 原子爆弾被害者二世で受診を希望する人

●受診料 無料

●問い合わせ 福岡県保健福祉部健康対策課保健事業係

☎092(622) 0716

福祉の職場説明会が
あります

●とき 2月5日(金)

午後1時～4時

●ところ クローバンプラザアリーナ棟大ホール(春日市)

●参加方法 当日会場にて受け付け(入場無料)

※定員により入場できない場合があります

●問い合わせ

福岡県福祉人材センター

☎092(584) 3310

ふれあいの里センターでビデオ映画を上映します

■上映映画 ■ 「水戸黄門 東野英治郎編」

お茶の間で幅広い人気を呼んだおなじみ「水戸黄門」。今でも人気を維持する番組の初代黄門様を映画化した作品。

●とき 2月7日・14日(日)

午前10時～・午後1時～

9日(火) 午前10時～

10日(水) 午後1時～

11日(木) 午後1時～

12日(金) 午前10時～

13日(土) 午前10時～・午後1時～

※上記内容は全て同じです。

●ところ ふれあいの里センター生涯学習室2

●料金 映画鑑賞は無料ですが、ふれあいの里センターの入館料が必要です

●問い合わせ ふれあいの里センター

☎(293) 2030

12月4日から10日までの全国一斉人権週間にもとない、
遠賀町でも様々な行事が行われました。

街頭啓発キャンペーン

12月4日、遠賀川
駅、大栄店前、ゆめ
タウン前、サン浅木
店前で街頭啓発キャ
ンペーンが行われま
した。キャンペーン
では差別がなくなる
ことを願ってチラシ
を配付し、人権尊重
を呼びかけました。
あらゆる差別がなく
なる日が一日も早く
訪れるとよいですね。



人権講演会

弁護士の福島瑞穂さんをお迎えして、12月8日に中央公
民館で人権講演会が開催されました。「21世紀の女と男」を
テーマに福島さんが男女平等について切々と語りました。



ワラが見事なお飾りに

家庭教育学級のしめ縄作り



お正月のしめ縄を作るために頑張るおかささん
たち。12月18日と22日に中央公民館で家庭教育学級のし
め縄作りが行われました。指導にあたったのは町内の
ワラ細工有志指導者のみなさんで、43人のお母さんた
ちが参加しました。ワラから作っていくのですが、縄
を綱うのがとても難しいという声がこぼれていまし
た。だけど最後には立派なしめ縄が出来上がりました。



地区懇談会

遠賀町では人権を町民の
みなさんと考えていくため
に地区懇談会を開催してい
ます。地区懇談会は平成8
年度から六年かけて全地区
で開かれる予定で、12月
21日には上別府区で開催さ
れました。会場の上別府公
民館では人権についての率
直な意見の交換が行われ、
深く考えさせられる思いで
した。



缶ごぼんが炊けるんですよ

島門小学校の体験学習

こんな事ができるのか！空き缶で味ごぼんを
炊いているんですよ。挑戦したのは島門小学校
の2年生で、12月18日に行われました。缶の中
にお米とかしわとしめじを入れて、水と麵つゆ
をそげば準備完了。あとは火にかけて炊きあ
がるのを待つだけです。出来上がった後はみん
なで「いただきます」。ほどよく味がしみ込
んでとてもおいしいご飯でした。

